

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
1	試験全般	学科か実技か、どちらかひとつだけの受検は可能ですか？	どちらか一方のみの受検は可能です。ただし、学科試験、実技試験にそれぞれ合格したときのみ2級キャリア・コンサルティング技能士と称することができます。一方だけの合格で資格名を称することはできません。
2		1級を受検する前に2級を取得していないといけなのですか？	1級試験の受検資格に2級取得の条件はありません。なお、1級の受検資格は、実務経験年数により異なります。2級を取得している場合は、2級資格取得後、実務経験は3年で受検することができます。
3		この試験に合格するとどんなメリットがありますか？	2級キャリア・コンサルティング技能士と称することができるほか、キャリア・コンサルタントとして求められる一定のスキルについて評価されることなどが挙げることができます。
4	試験全般	受検対策の講習会はありますか？	技能検定試験に伴う“受検対策講座”等は開講しておりません。
5		パソコンを持っていないので、ホームページが見られないのですが。	公共機関(図書館や公民館)等でホームページを見ることができます。そちらをご覧ください。なお、受検案内は次の方法で取得できます。郵送で請求([1]氏名、住所、電話番号(平日昼連絡先))を記載した紙と[2]角型2号の返信用封筒(「受検申請書請求」と表書きし、返信あて先と140円切手(1セットの場合)を貼付のこと)の2点を「〒100-8692 郵便事業株式会社 銀座支店 郵便私書箱663号 キャリア・コンサルティング技能検定 検定センター」に郵送してください。
6	受検資格	養成研修を受けた団体と、標準レベルの試験を受けた団体がちがいます。受検資格はどのようになりますか？	受検資格はいずれか一つを満たすことで受検可能です。実務経験年数が3年で受検する場合は標準レベルの試験を受けた団体の証明(試験合格又は資格保有)があれば受検可能です。
7		標準レベルキャリアコンサルタントとは何ですか？	検定HP「受検案内」をご参照ください。
8		標準レベルと同等またはそれ以上の養成講座とは具体的にどのような研修をいうのですか？	現在の標準レベルキャリア・コンサルタント養成研修は130時間程度(平成16年以前は120時間程度)のカリキュラムとなっています。同等若しくはそれ以上の養成研修とは、130時間(平成16年以前は120時間)以上のカリキュラムで構成され、その内容はキャリア・コンサルティング実施に必要な能力評価試験に係る能力基準項目が網羅されているものです。なお、能力基準項目に該当するかどうかご不明な方は個別にご相談ください。よって、この受検資格で受検される方は、当該研修の講座時間数が入ったカリキュラムを添付していただくことになります。
9		検定職種に関する科目で協議会が認めたものとは具体的にどんな科目ですか？	検定HP「受検案内」の『学士・修士における履修対象科目』をご参照ください。
10		受検申請書の実務経験の「内容」にはどんなことを書けばいいのですか？	相談者の希望に応じて実施されたキャリアに関する相談とその他の支援について、対象者、相談件数を記入してください。

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
11	受検資格	実務経験の年数は、標準レベルキャリアコンサルタントの資格取得後からカウントされるのですか？	標準レベルキャリア・コンサルタントの資格取得年に関わらず、現在までの実務経験を通算した年数となります。
12		申請時、必要な証明書類を紛失してしまいました。証明書等を発行した団体が今はありません。どのようにすればいいですか？	受検資格に応じてそれぞれ必要な証明書類を添付していただきます。証明書類が添付できない場合は、5年以上の実務経験で受検申請ができます。
13	受検申請	受検申請書をはどのように入手すればいいのですか？	検定HPからダウンロードする方法と、検定センターに請求する方法があります。詳しくは「受検申請」のページをご覧ください。
14		現在、標準レベルキャリア・コンサルタント試験の結果待ちで学科試験の前には合否が判明するのですが、受検資格はどのようにになりますか。	受検申請時に必要な添付資料(証明書等)がそろっていれば実務経験3年で受検できます。申請時に添付資料がない場合は受検受理できませんのでご注意ください。
15		「受検申請書に不備があった場合受理できない」とはどういうことですか？	受検申請書に氏名の一部、生年月日が未記入、受検資格に該当しない(実務経験年数が不足および確認できない)、添付された証明書類の不備、受検手数料の不足の場合は、受理できません。
16		簡易書留と特定記録、どちらで送付すればいいですか？	郵送でしたらどちらでも可能です。詳しくは日本郵便のHPをご覧ください。
17		簡易書留または特定記録で送付とありますが、それ以外で送った場合は受け付けてくれないのですか？	左記以外の方法で送付された場合であっても申請期間内の郵送であれば受付は行います。ただし、送付に伴う事故等があった場合の対応は、申請者ご自身で行ってください。
18		受検希望地の変更はできますか？	受検受理後の変更は一切できません。受検希望地の他、受検級、試験区分も変更できませんのでご注意ください。
19		受検申請書の記入にあたって一部間違えてしまったが、どうすればいいか？	間違えた箇所には二重線を引いて訂正印を押し、正しい内容を記入してください。あるいは申請書類を再度HPから入手するか申請書のみ検定センターから取り寄せ、書き直してください。なお、修正ペン、修正テープ等での訂正は不可です。
20		受検申請書を送付して1ヵ月後に引っ越し予定です。受検申請書への住所の記入はどのようにすればいいですか？	受検申請書には、現在の自宅住所を記入してください。受検申請後、自宅住所が変更になった場合、協議会に変更届を提出してください。 なお、受検票は受検申請書に記入された住所に送付いたします。最寄の郵便局に住所変更の届けを忘れずに行ってください。 その後は住所変更届けの提出日より通知文書等の送付先住所として反映します。
21		受検申請後、今回の受検を取りやめ、次回試験への振り替えは可能ですか？	受検申請を受付後、受検申請書の審査を行います。審査が確定した段階で受検受理となります。この受検受理後、受検申請者の都合によるいかなる理由があっても取り消しはできません。次回以降の試験への振り替えもできません。この場合、受検手数料の返金も致しません。事前に受検についてご確認の上、受検申請してください。
22		申し込みにはどのような方法がありますか？	個人申し込みと団体申し込みがあります。どちらも申請書類を検定センターに郵送してください。詳しくは検定HP「受検申請」をご参照ください。

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
23	実務経験	会社で部下の面接をしていました。実務経験になりますか？	「受検資格」でいうところの人事労務分野での実務経験とは、「個人を対象に実施される人事労務に関する相談業務」で「相談者の希望に応じて実施される継続的・反復的」なものになります。会社方針に基づく面接や評価制度に伴う部下への面接は該当しません。
24		中学、高校など学校で教師として行った進路指導は実務経験に入りますか？	上記と同様に、「進路相談業務」で「相談者の希望に応じて実施される継続的・反復的」なものになります。ご自身がされた相談業務がこれにあたるものかをご確認ください。
25		ボランティアも実務経験に入りますか？	就労形態にかかわらず、受検資格に該当する相談業務として行ったものは実務経験となります。
26		キャリア・コンサルタントの仕事を同じ時期に掛け持ちしていました。実務経験年数は3年に満たないのですが、延べ時間数を実務経験の年数に換算し、加算していいですか？	延べ時間を年数に換算はできません。あくまでも実際に携わった年数となります。同時期に複数の実務経験がある場合は主要なものひとつで算出してください。
27		自分のやってきた相談はメンタル寄りなのですが、実務経験に入りますか？	相談業務の内容は原則として、相談者の希望に応じて実施されるキャリアに関する相談とその他の支援をいいます。よって、この定義に当てはまればメンタル寄りの相談であっても実務経験に含まれます。
28		実務経験がないと受検できないのですか？	2級及び1級の技能検定試験は実務経験を有している者の技能のレベルを問うものとしています。受検資格として実務経験がない場合は受検はできません。なお、実務経験年数によって受検に必要な資格が異なります。
29		実務経験はどうやって証明すればよいのですか？	実務経験は受検申請本人による自己申告です。よって従事証明等は必要ありません。なお、受検申請書の審査により、虚偽の申請が明らかになった場合は、受検受理はできません。
30	団体申込	個人での受検手数料支払いは可能ですか？	可能です。その場合は、受検申請書(B票)に振込み控えを貼り付けてください。
31		団体申し込みを行ったが、受検手数料の支払いは請求書払いにしたい。	請求書による支払いをご希望の場合は、検定センターにご連絡ください。後日、請求書を送付します。指定期日までお振り込みください。なお、個人申し込みと同様、個人ごとの支払いも可能です。その場合は、申請書類(B票)に振込みの控えを貼り付けてください。
32		社内の受検希望者をまとめて申請することは可能ですか？	法人格を有する団体で、2名以上の申し込みがあった場合は「団体申し込み」制度があります。詳しくは検定HP「受検申請」をご参照ください。
33		すでに申請書を送ってしまったが、受検者の追加は可能ですか？	追加者の申請書類が受検申請受付期間内の消印であれば受付します。なお、「団体経由申し込み取りまとめ票」は追加した内容で再提出してください。
34	受検手数料	「B票」に振込み控えを貼り忘れて送ってしまった。	振込した日付、金額、金融機関名、名義を検定センターに連絡してください。

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
35	受検手数料	金額を間違えて振り込んでしまった。	不足および過払いの場合、いずれも検定センターに連絡してください。その上で次の対応を行ってください。 不足の場合：不足金額を振り込み、振込み控え(コピー可)を検定センター宛に郵送してください。 過払いの場合：返金いたします。口座振込みによって行います。なお、振り込み手数料は受検者の負担となります。
36		受検手数料の領収書がほしい。	検定センターに連絡してください。
37		受検手数料はインターネットバンキングでも振り込みできますか？	インターネットバンキングを利用してお振込みも可能です。その場合は、振込控えをプリントアウトしていただき、受講申請書類(B票)に貼付して送付してください。
38		振込み控えを紛失してしまいました。どのようにすればいいのでしょうか？	振込した日付、金額、金融機関名、振込み名義を記入した用紙を「B票」の振込み控え欄に貼付してください。
39	証明書類	添付する証明書類の名前が、現在の名前とは違います。このまま提出していいですか？	受検申請書(A票)の「 」に氏名が変更となった理由を記入してください。
40		添付の証明書類について再発行の申請をしていますが、申請期間内に間に合いません。後で別に送ってもいいですか？	申請期間内に申請書に必要な書類が添付されていない場合は、申請書の不備となり、受検受理はできません。申請時必要な証明書類はすべて添付してください。
41	学科試験	学科試験の難易度はどれくらいですか？	学科試験により把握する知識等の水準は、標準レベルキャリア・コンサルタント(キャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件)に求められる能力基準項目に相当するレベルで、キャリア・コンサルタントが通常有すべき一般的な知識が求められます。
42		「キャリア・コンサルティング技能検定」試験のためのテキストはありますか？	現在、技能検定用のテキストは発行されていません。
43	実技試験	実技試験は論述と面接と両方受けなければならないのですか？	実技試験は論述試験と面接試験両方受検しなければなりません。
44		実技試験の論述と面接は、どちらかひとつ合格すれば一部合格になるのですか？	論述と面接の試験がそれぞれ合格基準に達したとき、実技試験合格となります。どちらかのみでは実技試験合格とはなりません。
45		実技(面接)試験の第1～第3の希望日は全て同じ受検地でないとダメですか？	異なる受検地を選択できます。日程等のご都合を考慮して第3希望までご記入ください。
46		実技(面接)試験の第1～第3の希望日を記入し、確定した後、面接試験日に予定が入った場合、日程の変更はできますか？	受検票で通知された面接試験の日時は変更できません。
47		実技(面接)試験日はいつでもいい場合は、どのように記入すればいいのですか？	いつでも可能な場合でも、優先順位をつけていただき第3希望までご記入ください。
48		実技試験が定員に達したため、今年度受検できなかった場合、次回の試験では優先的に受けられるということですが、優先的とはどのようにするのですか？	定員を超えたため、受検受理できなかった受検希望者には、次回実技試験の受検ができるよう優先に関する番号を発番し、次回の受検申請時に優先番号により配慮いたします。

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
49	実技試験	所要点とは何ですか？	面接試験において評価項目ごとにそれぞれ合格基準の最低点を指します。
50		面接試験はどんな方法で行われますか？	受検案内P.1をご参照ください。なお、相談者は係員が担当します。
51		論述試験はどんな問題が出題されますか？	ケース(逐語記録)を読み設問(訴えた主要な問題、問題に対する方策、および今後の課題とそれに対する対応策)について記述により解答していただきます。
52	その他	次の試験はいつですか？	年度計画は毎年3月末までに発表する予定です。詳細は、検定HP「受検案内」をご参照ください。
53		問合せをしたいので、メールかFAX番号を教えてください	お問合せは電話のみで受けしております。ご了承ください。
54		「キャリア・コンサルティング技能検定」は国家検定ということですが、どういうことですか？	技能検定は厚生労働大臣が法律(職業能力開発促進法)に基づいて実施し、労働者の技能を検定し、公証する制度で、「国家検定」と位置づけられています。